# 高齡者ケアセンターゆらぎ

# ご 利 用 料 金 表 (介護予防通所リハビリテーション)

令和6年6月1日現在

## 1 介護保険適用による自己負担額

## (1)サービス料金 <1月につき>

要介護度	負担額(円)			. 備 考	
	1割	2割	3割	= BN = 1	
要支援 1	2,456	4,912	7,368	送迎費用を含みます。	
要支援 2	4,578	9,157	13,736	"	

#### (2) サービス加算料金<1月につき>

サービス項目	負担額(円)		
у — с д ц б	1割	2割	3割
サービス提供体制強化料(I)(要支援1)	95	190	285
サービス提供体制強化料(I)(要支援2)	190	381	571

#### (3)サービス提供のあった場合、算定するサービス料金<1月につき>

# L 7 E D		負担額(円)		
サービス項目	1割	2割	3割	
一体的サービス提供料	一体的サービス提供料		1,039	1,559
生活行為向上リハビリテーション実施料 (利用開始日の属する月から6月以内)		608	1,217	1,825
若年性認知症利用者受入料		259	519	779
利用を開始した日の属する月から起算して	要支援1	-130	-260	-390
12月を超えた期間に利用した場合 (減算)	要支援2	-260	-520	-780
口腔・栄養スクリーニング料(I)(6月に1回を限度)		21	43	64
口腔機能向上料(丨)		162	324	487
科学的介護推進体制料		43	86	129

- (注)1 ①介護職員処遇改善費として、ご利用された当該月の総単位数の4.7%、②介護職員等特定処遇改善費として、 当該月の総単位数の2.0%、③介護職員等ベースアップ等支援加算費として、当該月の総単位数の1.0%を 加算単位数として算定いたします。
  - 2 令和6年6月1日から、介護報酬改定により上記1、2、3の加算が一本化となり、介護職員等処遇改善費として、 当該月の総単位数の8.6%を加算単位として算定いたします。
  - 3 介護保険負担額につきましては、保険単位数を基に小数点以下を切り捨てて算定していますので、 請求金額と多少の差が生じる場合がありますので、ご了承のほどお願いいたします。

#### 2 施設利用料(個別的に選択した場合、算定するサービス料金)<1日につき>

	サービス項目	負担額(円)
昼食代(おやつ代含む)		625
日常生活費(ティッシュ・ハンドソープ・シャンプー・リンス・アルコール液)		160
教養娯楽費(レクレーション費・園芸用品費・飾付費)		170
合 計		955
紙おむつ代	尿取パット	110
	パンツタイプ	160
	リハビリタイプ	180
	フラットタイプ	80
陶芸教室代 ・ フラワーアレンジメント教室代		実費